

## 【新型コロナウイルス感染症に対する基本対応方針】 (第12版 2022-03-29)

### 1. 感染予防

- ① 手指衛生（石けんによる手洗いや手指消毒）の徹底と手で眼、鼻、口に触れないことを意識する\*1
- ② マスク（不織布が望ましい）着用、咳エチケット\*2の徹底
- ③ 身体的距離（最低1m）の確保

### 2. 健康管理\*3

- ① 毎日、朝夕に自宅にて検温及び健康状態のチェックを行い、各自記録する。
- ② 発熱（37.5℃以上または平熱より1℃以上高い場合）、咳などの軽い感冒様症状が出た場合は、大学の新型コロナウイルス連絡フォーム（以下、連絡フォームという。）より大学に連絡の上、授業や仕事を休み自宅療養する（登学・登校停止、出勤停止）。自宅療養中は毎日体温と症状を最低1日1回、連絡フォームより報告する。また、病院受診、PCR検査等の実施、入院など状況に変化があった場合にも連絡フォームより大学に連絡する。症状の改善なければ③へ。
- ③ 次の様な症状が出た場合は、受診・相談センター\*4に相談し、指示を仰ぐこと。原則、自宅療養（登学・登校停止、出勤停止）。
  - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。）なお、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方においては、次の場合に同様の対応とする。
  - ・ 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ④ 症状の有無にかかわらず、濃厚接触者\*6と判断される場合は、受診・相談センター\*4に相談し、指示を仰ぐこと。原則、自宅待機（登学・登校停止、出勤停止）。

### 3. 感染者\*5、濃厚接触者\*6および感染疑い者\*7の取り扱いについて\*3

- ① 感染者は、原則として発症後10日間かつ症状消失後3日以上経過した後、入院していた場合には退院時における主治医からの指示を参考として、学校医（保健センター所長）及び所属長の判断により登学・登校停止、出勤停止を解除とする。無症状者にあつては原則として検体採取日から7日間経過後または保健所から別途指示があった者はその期間経過後に、学校医（保健センター所長）及び所属長の判断により登学・登校停止、出勤停止を解除とする。ただし、無症状者は検体採取日から10日目まで引き続き健康観察報告を必要とする。  
上記の内容について、行政機関により感染者の療養期間に関する基準に変更がなされた場合には、変更された内容に従う。
- ② 濃厚接触者（「感染の可能性のある方」と判断される者を含む）は、原則として最後の接触から7日間（接触した日の翌日を1日目とする）または保健所から別途指示

があった者はその期間を登学・登校停止、出勤停止とする。ただし、最後の接触から10日目まで引き続き健康観察報告を必要とする。

上記の内容について、行政機関により濃厚接触者の健康観察期間に関する基準に変更がなされた場合には、その内容に従う。

- ③ 感染疑い者は、登学・登校停止、出勤停止とする。症状がある場合には、薬を服用しない状態で、症状が消失した日\*8を0日とし、3日目から登学・登校、出勤を許可する。
- ④ 同居の家族が感染疑い者、濃厚接触者となった場合の取り扱いは、次の対応とする。
  - ・ 家族に風邪症状がある場合は、家族（同居者）の方の症状が消失するまで登校停止・出勤停止とする。
  - ・ 家族が濃厚接触者となった・PCR検査等を受けている場合、家族（同居者）の方の結果が判明するまで登校停止・出勤停止とし、検査結果が陰性であれば（症状がある場合には症状消失後）、登校・出勤を許可する。

#### 4. 集会などについて

集会の規模や参加人数については、感染状況に応じた国や北海道の方針に沿って、適宜決定する。

会議は、引き続きオンライン会議を活用する他、十分な感染対策を行った上で実施する。なお、感染拡大地域との往来を伴う場合には自粛を要請する。

#### 備考

\*1：感染者が咳、くしゃみを抑えた手でドアノブなどに触り、ウイルスが付着している可能性がある。それに触れることにより、手にウイルスが付着し、その手で眼などの粘膜に触れると感染する可能性が高くなる。

\*2：個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること

\*3：大学病院または歯科クリニックで兼任従事している医療従事者が病院またはクリニックで勤務する際には、病院またはクリニックの規定を参照の上、部門長（所属長）に指示を仰ぐ。なお、病院においては詳細は院内 web を参照のこと。

\*4：受診・相談センター

札幌市保健所【受診相談】救急安心センターさっぽろ（24時間）：「#7119」または「011-272-7119」

（サービス対応地域：札幌市、石狩市、新篠津村、栗山町、当別町、南幌町）

旭川市新型コロナウイルス感染症健康相談窓口（24時間）：0166-25-1201

函館市受診・相談センター（24時間）：0120-568-019

小樽市発熱者相談センター（24時間）：0570-080185

上記以外に居住の方は、

北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（24時間）：0120-501-507

\*5：感染者：COVID-19が証明された方（無症状であるがPCR検査で陽性が判明した方を含む）、およびCOVID-19の疑似症と診断された方

\*6：濃厚接触者：新型コロナウイルス感染症と確定した者でなおかつマスク等の感染予防措置が行われていない者と手で触れることのできる距離（目安として1m）で15分以上接触した者、気道分泌液（くしゃみ液、痰など）、体液、糞便などの汚染物に触れた者、その処理作業に携わった者、新型コロナウイルス感染者の診察、看護、介護した者。なお、濃厚接触の判断は各自で判断して差し支えない。また、迷った場合には保健センターへ相談すること。

\*7：感染疑い者：感冒様症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻水・鼻閉、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）がある方

\*8：症状が消失した日：1日の間を通して感冒様症状が継続して消失している状態となった日。発症当日にすぐに症状が治まった場合は、翌日が症状消失日となる。